

日介支専協第2-0318号

令和3年1月19日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省労働基準局監督課長ならびに厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より標記についての事務連絡が発出されました。

令和2年3月30日付事務連絡で示された「訪問介護における移動時間は、原則として労働時間に該当する旨の周知」について、未だに訪問介護労働者の移動時間や待機時間を一律に労働時間として取り扱っていない事業者の存在が指摘されていることから、今般、訪問介護労働者の法定労働条件の遵守に当たって特に徹底を図るべき事項について、別添のとおり取りまとめられました。資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：口野沙和・佐藤里美
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp